

○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の概要

令和7年度補正予算額 56.4億円

- 都道府県・市区町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービス提供体制の確保に向けた総合対策を行う。

人材確保体制構築支援

(支援内容 (例) )

- 事業所における研修体系の構築や環境づくりの支援により、安心して働ける職場環境を整備
- ◆ 中山間・離島等地域における採用活動の経費を支援し、地域外の求職者に対する採用機会を拡大
- ◆ 経験年数が短いヘルパーへの同行支援に係る取組を支援し、ベテランヘルパーの技術を継承

新 地域の体制づくり支援

(支援内容)

- 地域の多様なリソースの活用により訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進し、ヘルパーの負担を軽減
- ◆ 中山間・離島等地域における通所介護事業所等の役割の多機能化 (訪問機能の追加) を推進
- ◆ 中山間・離島等地域における訪問介護のサテライト (出張所) の設置を推進

経営改善支援

(支援内容 (例) )

- 臨時的な事務員の雇用やコンサル活用による支援を通じて、加算制度の活用等を促進
- 登録ヘルパーが常勤職員としての雇用を希望する場合、必要な経費を支援し、常勤化を促進
- ◆ 協働化・大規模化の取組を支援し、地域の状況や事業規模を踏まえた事業者間の連携を促進

<事業規模 (イメージ) >

予算案 : 56億円 (国費ベース)

給付費 : 約1.2兆円 (年額)

<補助率>

実施主体 : 都道府県、市区町村

補助率 : 国 2 / 3、自治体 1 / 3 (地財要求)

(※) 中山間・離島等地域における取組 (◆) は、事業規模や地域特有のコスト増を踏まえ、一部取組の補助率をかさ上げ  
⇒ 国 3 / 4、自治体 1 / 4 (地財要求)